

発行所(郵便番号100)
東京都千代田区丸の内2-4-1
丸ノ内ビルディング781号室
社団法人スウェーデン社会研究所
Tel (212) 4007・1447
編集者 中嶋 博
責任者
印刷所 関東図書株式会社
定価200円(年間購読料参千円)
1988年2月25日発行
第20巻第2号
(毎月1回25日発行)
昭和44年12月23日第3種郵便物認可

スウェーデン社会研究月報

Bulletin Vol.20 No.2

Japanska Institutet För Svensk Samhällsforskning
(The Japanese Institute for Social Studies on Sweden)
Marunouchi-Bldg., No.781. Marunouchi, Chiyoda-ku, Tokyo, Japan.

元駐日大使ヘクシャー博士を偲んで

We mourn over the death of former Ambassador Dr. Gunnar Heckscher

理事長 西村 光夫

Chairman of the Board of Directors, Prof. Teruo Nishimura

ヘクシャー元駐日大使が亡くなられた(昨年11月23日)との報に接し、私は自分の耳を疑うほど驚きました。大使は私よりずっと若く、しかも平素非常に健康なお身体をもっておられたからです。私は大使とは妙に御縁があったとみえ、日本大使に内定された頃、ストックホルムで外務大臣から紹介されました。大臣が私を招んで下さった小宴に、近く日本へ赴任されるヘクシャー氏を同伴されたのでした。そのときヘクシャー氏は印度大使を終へ帰国されて間もないということでした。またその席でヘクシャー氏が有名な経済学者のエリ・ヘクシャー先生の令息であることも伺いました。私は、父君老ヘクシャー先生の名をずっと前から識っていました。為替変動の理論で、ウリーン・ヘクシャー理論を樹立された方として、またスウェーデン経済史の著者としてであります。そして私はそのウリーン・ヘクシャー理論の概要を日本に紹介した一人でもありましたから、ヘクシャーという名前には格別の親しみをもっていたのです。ご令息のヘクシャー氏の方はその著名な父君よりもっと広い活動面をもっておられました。大学教授であるとともに、政治家としては自由党の党首を勤められたり、外交官としても主要国の大使を歴任されたりしたからです。大使はスポーツマンとしても聞え、日本に赴任されると、大使館にスイミング・プールを作られ、冬でも薄氷を割って泳がれたし、皇居の周りをジョギングされると伺って、その元気に驚かされたものでした。研究心が旺盛で、在任中日本の都道府県の全部を

歴訪、並々ならぬ日本通になりました。五年半の任期を終へて帰任される時、ヘクシャー大使の立派な日本研究乃至日本印象記が出版されるだろうと期待したのは私だけではないと思います。その遺稿が必ずあるとは思っているのですが、まだその在否をしらないのは残念です。

帰国されてからも瑞日基金の理事に就任され、私が日瑞基金の一員としてストックホルムに行き、スウェーデンの方々と会合などあったときには、いつも元気な顔をみせて下さいました。ですからこれからのヘクシャー元大使の活動には多大の期待を抱いていたのです。そこに今度の訃報でしたから、私としては如何に悔んでも足りないのです。これはほんとうにスウェーデンにとってはもちろん、これからの日瑞友好の上からも大変な損失といわなければなりません。しかしいまはただ安らかな御冥福を祈るのみであります。

目次

元駐日大使ヘクシャー博士を偲んで	
..... 西村光夫	1
弔電に対する礼状	
.....ヘクシャー元大使令嬢	2
「第12条ホーム」について	
(社会の不幸な少年より抄訳) (上)	
..... 坂田 仁	2
SIPニュース	5

弔電に対する礼状

——ヘクシャー元大使の令嬢より——

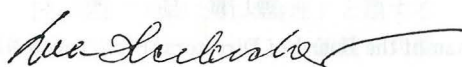
Dhaka 6 January 1988

Dear Professor Nishimura,

I should like to express the deep gratitude of my brothers and their families as well as my own for your very kind message on the death of my father.

He always remembered his years in Japan with great pleasure and was fond of recalling his long standing association with the JISSS and the Japan-Sweden Foundation.

Yours sincerely,



Eva Heckscher

「第12条ホーム」について

——‘社会の不幸な少年’より抄訳—— (上)

常磐大学 坂田 仁

一昨年私の手許に、スウェーデンの犯罪防止委員会から送付されて来た資料の中に、日本の教護院、初等少年院に相当する施設である「12条ホーム」の現状についての報告があった。その要約部分を全訳してご紹介したい。

1984年中に17,902人の児童と少年が自分の家以外の場所で保護された。これらのうち、5,975人は、LVU (Lagen med särskilda bestämmelser om vård av unga 少年の保護に関する特別規定)による保護のために収容され、このうち858人が自身自身の行動上の欠陥により何等かの施設に収容されている。措置決定された者の多数は確かに、成人後に刑務所、精神病院、社会サービス施設に収容される危険の大きいグループに属している。

これらの少年の外面的特徴は、薬物の乱用、高度の非行性、及び、彼等が困難な社会的状況にあることを示している。これらが、様々な心理的な障害と結合してこのグループを動機付け困難で、処遇困難なものにしている。

私は、危険性の高度な少年のグループが一度あるいは数度、たいがいは刑務所の代替施設としての「12条ホーム」(本報告書では以前の少年福祉学校をこう呼んでおく。)に収容されたことが

あると主張した。この報告書の目的は、これらの少年を保護し、処遇する可能性と「12条ホーム」が矯正保護の代替物たり得るか否かということを明らかにするところにある。

新しい社会福祉立法が1982年1月1日に施行されて後、裁判所は多数の少年に矯正保護の判決をする傾向を示した。統計によれば、1981年には15~17歳の者のうち119人が保護観察の判決を受け、1982年にはこの数は二倍になっている。その後1984年にその数は143に減少した。

この増加の合理的な説明は、新しい法律と少年を「改善する」上での社会サービスの可能性とに対して、裁判所が感じた不確実性である。 不安

このグループの犯罪の再発の頻度は高い。1950年代の Ska 少年の追跡研究はその49%が人生の後の時期に刑務所に収容された事を示している。1956年の対象者調査では、再犯は90%であり、同様な否定的な結果は1970年代のレブスタとロー

ビーの処遇活動の評価に現れている。

中央統計局は1981年まで少年福祉学校の再犯統計をとっていたが、これには欠陥がある。とりわけ、生徒が少年福祉学校に収容された日から再犯が計算され、本来の計算を開始すべき退院の日で終了している。残念ながら、少年福祉学校の運営主体が交代した後は追跡統計は全く存在しない。それ故、社会的保護がどれだけ機能しているかを知ることは困難である。

これが、特に新しい運営主体、即ち、ランズティングといくつかのホームとを、「12条ホーム」をどのように活用し、十分な処遇を実施するためになすべき可能性があるかという点で、不安にしていることである。それ故、処遇活動の変化と再組織とがひき続き議論されているのである。

私は、ソーシャルワーカーの中にみられる「12条ホーム」に対する否定的態度に出会っている。これは、少年福祉学校／「12条ホーム」に対する私の以前の態度と一致している。私は施設を、有意味な保護と処遇の可能性のない抑圧と監視をこととする児童刑務所及び犯罪学校だとおおざっぱにみなしていた。

この報告書をまとめていて、私はこの態度を改めた。今は、「12条ホーム」を矯正保護の代替物たり得る良い条件を備えているものとみている。

「12条ホーム」は、少年の養育者、手本としての役割を進んで引き受けている経験豊かな職員を有している。用いられている方法論は、限界の設定、一貫した態度及びインテンシブな影響、即ち、自我の弱い、正確に言えば超自我の弱いこれらの少年に対する適切な処遇方法とみることのできるものである。

「12条ホーム」の教育は、生徒達に有益な知識と技能を与える様々な、効果的な教育的方法を開発している。

物的にも「12条ホーム」はよい設備を備えている。処遇活動を容易にする作業と余暇とのための機械、道具、部屋がある。

また、生徒の取り扱いに最善の結果を与えるために、協力への開かれた姿勢と意志とがある。

「非行少年」であると判定された少年を保護し、処遇するための能力と適切さが「12条ホーム」には存在するというこの主張の後、私は、この報告書の作成過程であったいくつかの問題点をとりあげたい。

「12条ホーム」に対する態度

「12条ホーム」に対する態度は、その処遇の結果と密接に関連していると私は思う。現在、その結果は悪いばかりでなく、極端に有害だとみられている。これが「12条ホーム」の外部の者の一般的な態度だと思う。私は、「12条ホーム」の活動に対する一致した評価がないという理由で、これは正しくないと思う。

よく引用される二つの調査がある。これらはふたつとも、強力になされた生徒の選択に基づいている。一つは1970年代半ばのロービーの調査、もう一つは1976年の、レブスタの生徒に関するダルテグとレバンデル (Dalteg-Levander) の調査である。どちらも正当な評価であるとの要求を出していない。ふたつとも処遇資源の不足を示し、少年福祉学校の保護の改善を目的としている。一部の「12条ホーム」は独自の評価を行い、これが、当然のことながら、良い処遇効果を示していることもつけ加えるべきであろう。

勿論、「12条ホーム」の保護と処遇は、良くも悪くも行なわれ得る。しかし処遇結果は、利用可能な処遇方法よりもよいものにはなり得ないのは考えられることである。方法が十分でないならば、考えられる代替手段と、結果／保護を改善するために承認され得る新しい保護形式が何かということに関して、積極的な対話が必要である。

この空気が論議を特徴づければ、素晴らしい変化が生じるだろう。

「12条ホーム」の選択

社会サービス法以前は、児童福祉法の中に措置に関し段階処遇の規定があった。L V Uによる措置決定及び保護に際しての保護形式の選択に段階処遇は引き続き存している。これは、社会学者ヨンソン (Carl-gunnar Jonsson) が1977年の調査の中で述べたのと同じ現象である。これは、新しい社会福祉立法と同時に消滅すべきものであった。

社会保護の段階は、通常家庭ホーム (familjehem) から始まる。次の段階は、集合的収容 (Placering i kollektiv) 又は「12条ホーム」に止どめをさすその他のホームへの収容である。

収容の決定に際しては総ての保護手段が、少年の最善の観点と早期に正しい保護形式を発見することとを除き、無前提に検討される。

明らかに第一番の当然のことである家庭ホーム

への収容が、それが正しい措置かどうか問題にせず、また包括的な保護の必要性を顧みずに、無反省になされていることが多い。

措置決定の際の問題が合理的な範囲のものであれば、家庭ホームは有用である。しかし、大きい社会医学的ニードを有する児童に関しては、家庭ホーム収容は誤りであり、益よりは害が大きいであろう。(私は、「12条ホーム」の多くの生徒が、「12条ホーム」に送致される以前に何回も家庭ホーム収容の経験をもっていることに基づいている。)

施設とは反対に、家庭ホームは、通常これらの少年を扱う設備を備えていない。これは、少年のニードと反応に関する知識の欠陥に基づいている。同時に少年の反応も、里親の無指導や良くない指導に因るのではないのである。問題が表面化し始め、失望と不安とが大きくなりすぎたときに、多くの里親は養育者としての委託から手を引くのである。

施設保護の積極、消極の内容に関する知識はあるのに、少年が家庭ホームでどう過ごしているかを記述したものは少ない。これに関する洞察は、悪い処遇を避け、「12条ホーム」によい処遇環境を作り出すことを可能にする。

法律で特定された対象群をもつ社会サービス施設は唯一「12条ホーム」だけであることも付け加えておかななくてはならない。それにも拘わらず、少年が一つあるいは多数の他の処遇ホームを経て「12条ホーム」にやってくるのがあまりにも多いのである。

保護形式を少年のニードに適合させる可能性は改善され得るものであるべきである。それは、現在のように少年が自らを一つの保護形式に「罰する」ものであってはならない。それ故、コムンとランズティングの行う保護計画の中に良い診断と精密な対象群の記述とが必要である。対象群は、最も適切な保護形式と結合してはならない。私は、第一に保護の内容については何も述べずに、保護を分化する可能性を考えている。

少年の選択

対象者の個体的、社会的状況の知識をもっているのは、ソーシャルワーカーと社会福祉委員会である。正しい判定をする上での彼等の可能性は大きい。不確実性、消極性、自分の判断力への自信の欠如も多分に存する。それ故、診断と保護の

必要性の確定とを他の機関にまかしてしまったり、ただ時のたつのを待つことが起こる。高度の危険なグループを選び出し、処遇するのにより積極的な仕事をみたい。

いわゆる予測の可能性は1940年以来論じられている。1950年代の初期より英国では、マンハイムとウィルキンスの、スウェーデンでは、K・スベリ、K・H・エリクソン、H・ハルテリウスが、どのような少年が犯罪者となるか予測する可能性を調べている。

1970年代にレンケ等も同じ試みをしている。最近では、ダルテグ、レバンダー、マッソンが「ボースタル少年の適応 (Borstal Training Adaptation)」の中で、サルネッキがストックホルムの乱用者調査の論文の中で、どのようにして重大な薬物乱用や犯罪のごとき重い社会的問題を予測できるか示している。

私の理解している限り、しなくてはならないことは、何か複雑な分析ではなく、何等かの方法で開発された社会的調査である。その調査の内容はごく当たり前のことで、社会的背景、精神的状態、犯罪性、薬物乱用等からなっている。時にみられるように、困難な、阻害的なものは、下されるべき決定なのである。

少年の選択及びその保護の必要性の判断が根本に横たわっている。後に行政地方裁判所で承認されるか、拒否されるかする責任を引き受けるのは、社会福祉委員会と社会福祉職員 (socialsekreterare) である。

法律と政令

LVUの全面改正が唱えられている。私はそれが必要だとは考えない。私の考えでは、LVUは破壊的な行動を押さえ、未成年者に保護を与えるという本来の目的に役立っている。全く新しい法律は混乱を増し、その上社会福祉業務の継続性と安定性との進展を遅らせるだろう。反対に、適用規定の改正は可能であり、行政地方裁判所におけるLVU事件の処理手続きを規制する法律は改正できる。その際の主たる問題は「保護の必要性」であって、現在行政地方裁判所の手続きの中心的課題と考えられている「責任問題」ではあり得ない。責任問題と量刑とは、地方裁判所及びその他の裁判所の行うことである。

現行の適用規定は、今日のように、「12条ホーム」の特別な分画/分科を指示してなされる

規則

予不条件

要件

いように改正することができよう。その代わりに、規制は、生徒に関連付けられ、生徒の保護計画の中で記述されるべきである。かくて、行動の制限の程度を、個々の生徒のニードと個々の場合とに適合させることが可能になるであろう。これは、また、生徒を開放区画から閉鎖区画へ移送するのが常であり、同時に、生徒を閉鎖区画に閉じ込めただままにすることを意味するものではない。

生徒の職員との感情的なつながりは処遇作業の重要な前提要件であると思われる。別の職員のいる別の分画へ突然移送することは不合理である。この点の改正は、機械的な保護の方向をずっと減じるのに役立つ、保護を処遇業務における教育的要素にむかって開かれたものとするであろう。(次号へつづく)

<SIP ニュース>

I V A の '87年次総会

王立理工学アカデミー (I V A) の年次総会で、同アカデミーの総裁ステン・グスタブソン博士 (Dr. Sten Gustafsson) が行なった開会演説の要旨、次の通り。

「スウェーデン産業は、1985年に、研究開発に170億クローナ (3,910億円) を投資したが、1987年には220億クローナ (5,060億円) の投資を行なうものと見込まれている。なお、1986年には、最も研究集約的な15の産業グループだけで、研究開発に170億クローナ (3,910億円) の投資を行なった。同時に、スウェーデンの研究開発費全体に政府のそれが占める割合はやや減りつつあり、本年度は35%程度と見込まれている。

I V Aの活動に関してだが、本アカデミーは此の程、既にフル操業中の情報技術関係の新部門を設立した。また、近日中にも、経済問題——とりわけ国際企業たる資格——のための特別部門を設立する予定である。なお、世界最古の理工学アカデミーである I V Aは、最近、日本、カナダ、インド、西ベルリンに4つの姉妹アカデミーを設置した。」

スウェーデンの研究技術の最近の発展に関しては、同アカデミーの理事のハンスG. フォッシュベリ教授 (Professor Hans G. Forsberg) が説明したが、その概略次の通り。なお、それに関する要約が本の形 (英語版とスウェーデン語版) で、本年度末までに出版される見込みである。

スウェーデンの森林の成長期にある幹は、現在26億立方メートルに達しているが、これは我国の歴史始まって以来の高い数値である。年間の成長量は1億立方メートルで、森林産業及び木材をベースとする燃料市場の消費量をおよそ20%も上回っている。逆説的だが、過去10年間の高い成長率は、夏の湿度が比較的高かったのと窒素の降下による予期せぬ肥沃化が結びついたことが原因と思われる。

スウェーデンの森林が中欧の森林のように著しいダメージを被ることはありそうにないが、大気酸性汚染——この60%~80%がスウェーデン国外に汚染源を持つ——を減じることが肝要である。なお、多くのヨーロッパ諸国が、交通機関や発電所からの汚染物質に強い制限を課するようになった。もしも、空中の窒素及び二酸化イオウ濃度を今日のレベルの3分の1から2分の1に減らせるならば、原材料生産及びリクリエーション用の森林開発を保護するにはそれで十分であるように思われる。

最近の森林研究プロジェクトの一つに、スウェーデン北部のウーメオの科学者が開発した方法があるが、これは、モミの種子の葉緑体DNAを研究するためにそれらを分離する技術である。これによって、遺伝学者は、現在のようにモミの母木を探すかわりに父木を探せばよいようになる。この他の新技術開発には次のようなものがあった。最小0.5ミリサイズまでの輸送コンベアー上の木っ端をモニターすることのできるスウェーデン森林生産物研究開発の連続測定装置、最適な丸太の切断のためのコンピュータ利用の森林機械等...

I V Aの技術賞

I V Aのグランドゴールドメダルは、生化学研究——とりわけ、分類技術分野の——への貢献により、ジャーカー・ポラス教授 (Professor Jerker Porath) に授与された。I V Aのゴールドメダルは、北欧モバイルテレフォンスystem N M Tを開発した功績により、スウェーデンの電信電話局のトーマス・ハウグ (Thomas Haug) とエステン・メキタロ (Östen Mäkitalo) に贈られた。また、薄板の形づくり、

プレス硬化、レーザー加工を含む機械加工及び素材技術研究が認められ、ストックホルムのクリステル・シェルストロム教授 (Professor Krister Källstrom) に対し、同じくゴールドメダルが授与された。なお、アカデミーの精巧な金の飾り板は、技術者のイエスタ・オーデー (Gösta Odén) とスタッファン・パーション (Staffan Pehrsson) に贈られた。

スウェーデンはWHOのエイズプログラムへの最大の供与国

スウェーデンの厚生相イェットリユード・シーグルドセン (Gertrud Sigurdson) がストックホルムでの記者会見で述べたところによれば、スウェーデン政府は国連世界保健機構 (WHO) のエイズ特別プログラムに対し、7,000万クローナ (邦価約17億5,000万円) の供与を行なうことを決定したという。1986/87財政年度の1,200万クローナ (3億円) と今回の供与とで、スウェーデンは、WHOのエイズプログラムに関しての最大の供与国となった。

記者会見で、WHOのエイズプログラムの指導者であるジョナサンM・マン博士 (Dr. Jonathan M. Mann) は、次のように述べた。「われわれはスウェーデンが、世界のエイズ撲滅運動における指導者たることを期待している。とりわけ、スウェーデンは、人道的、財政的援助とは別に、この分野における貴重な専門的知識を提供している。11月1日現在、世界127ヵ国から6万2,811件のエイズの撲滅のために、既におよそ30カ国の国家的プログラム開発の手助けを行なった。さらに、目下、20ヵ国で計画を推進中である。

スウェーデンはWHOの活動を援護するばかりでなく、アンゴラ、エチオピア、ケニヤ、レソト、タンザニア、ウガンダ、ザンビアにおいて、二国間援助を推進中 (または、準備中) である。さらに、赤十字や他の諸機構も援助を受け入れている。

スウェーデンは、1988年6月12～16日に、ストックホルムで行なわれる第4回国際エイズ会議の主催国となることになっている。11月はじめで、我国のエイズ認定患者は149人、HIVのキャリアは1,642人と報告されている。国立細菌学研究所長のラーシュ・ウーロフ・カッリングス教授 (Professor Lars Olof kallings) によれば、我国のエイズによる死因は75人ということである。

1～9月期の実質移民数、70%の増加

中央統計局の発表によると、本年度1～9月期のスウェーデンへの移民数は3万1,600人であったが、これは1977年来の最高値である。なお、スウェーデンから海外への移民は22%減1万4,800人であったので、我国への実質移民は7,000人増 (70%増) の1万6,800人であった。

海外からの移住者の31%が、極東及び中東からの移民で、同地域からの移民は昨年同期比で1,700人の増加であった。因みに、このグループの半分以上 (5,600人) がイラン人であった。

南米からの2,900人の移住者のうち2,200人がチリ人であった。なお、昨年1～9月期のチリからの移民は1,500人であった。アフリカからの移民も1,100人から1,800人に増えた。また、同期に4,200人のスウェーデン人が海外から帰国した。

スウェーデンから海外に移住した人達のうち多かったのは、スウェーデン人とフィンランド人で、前者が6,500人で、後者が3,600人であった。なお、北欧諸国の市民権を持つ人々スウェーデン人とフィンランド人を含む一海外への移住は1,000人減の1万2,300人であった。

パルメ暗殺事件の情報提供者への報奨金、10倍に

スウェーデン政府は11月12日に故ウーロフ・パルメ (Olof Palme) 首相の暗殺者逮捕に結びつくような情報提供者への報奨金が今までの10倍の5,000万クローナ (12億5,000万円) に引き上げられたと発表した。

1986年2月28日の暗殺当日以来、警察には全部で1万4,000件の情報が寄せられたが、その全てが確証のないものであった。その結果、同殺人事件解決のための特別捜査隊が、潜在的な情報提供者が何らかの発展的な情報を携えて現われることを期待して、報奨額の引上げを要望したものである。